01.「用語の定義」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
19014	用語の定義	建築物	食堂用の鉄道車両を土地に定着させて，レストランとして使用する場合は，「建築物」に該当する．	「法2条第一号」に「建築物」の解説が載っており，そこを訳すと「①.屋根+柱 又は，②.屋根+壁のどちらかでできていて，かつ，土地に定着している建物は基準法上の建築物である．」とわかる．そのため，鉄道車両を土地に定着させて使用した場合は，基準法上の建築物として扱われる．問題文は正しい．	○
24013	用語の定義	建築物	土地に定着する観覧のためのエ作物で，屋根を有しないものは，「建築物」に該当しない．	「法2条第一号」に「建築物」の解説が載っており，土地に定着している工作物のうち，「観覧のためのエ作物」は，基準法上の建築物である．」とわかる．	×
30011	用語の定義	建築物	高架の工作物内に設ける店舗は，「建築物」である．	「法2条第一号」に「建築物」の解説が載っており，そこを訳すと「高架の工作物内に設ける店舗は基準法上の建築物に含まれる．」とわかる．（この問題は，コード「13011」の類似問題です．）	○
15014	用語の定義	特殊建築物	水泳場の用途に供する建築物は，「特殊建築物」である．	「水泳場」は「別表1(い)欄用途」に該当しないため，「類似特建（令115条の3）」をチェックする．その二号の「(三)項用途に類するもの」の中に「水泳場」は含まれているため「水泳場」は「特建」に該当するとわかる．	○
22011	用語の定義	特殊建築物	地域活動支援センターの用途に供する建築物は，「特殊建築物」である．	「地域活動支援センター」は「別表1(い)欄用途」に該当しないため，「類似特建（令115条の3）」をチェックする．その一号の「(二)項用途に類するもの」の中に「児童福祉施設等」とあり，児童福祉施設等については，「令19条1項」に規定されている．「地域活動支援センター」はその中に含まれているため「特建」に該当するとわかる．（この問題は，コード「16011」の類似問題です．）	○
25011	用語の定義	特殊建築物	事務所は，その規模にかかわらず，「特殊建築物」に該当しない．	特殊建築物（通称：特建）については「法2条第二号」に載っており，条文の最後に「これらに類する用途に供する建築物」とある．ゆえに，「特建かどうか？」を判定する場合は規模ではなく，用途によって決まる．その用途については，基準法の最後にある「別表1(い)欄」で判断できる．ここをチェックして，載ってない場合は「特建」に該当しない．問題文の「事務所」は「別表1(い)欄」のいずれにも該当しないため特建ではない．（この問題は，コード「14011」の類似問題です．）	○
28014	用語の定義	特殊建築物	延べ面積2,000㎡の警察署は，「特殊建築物」である．	特殊建築物（通称：特建）については「法2条第二号」に載っており，条文の最後に「これらに類する用途に供する建築物」とある．ゆえに，「特建かどうか？」を判定する場合は規模ではなく，用途によって決まる．その用途については，基準法の最後にある「別表1(い)欄」で判断できる．ここをチェックして，載ってない場合は「特建」に該当しない．問題文の「警察署」は「別表1(い)欄」のいずれにも該当しないため特建ではない．	×
28013	用語の定義	建築設備	建築物に設ける消火用の貯水槽は，「建築設備」である．	「法2条第三号」に「建築設備」の解説が載っており，そこを訳すと「建築設備には消火設備を含む」とわかる．（この問題は，コード「22012」の類似問題です．）	○
25013	エレベーター等	エレベーター	建築物に設ける，物を運搬するための昇降機で，かごの水平投影面積が1㎡以下で，かつ，天井の高さが1.2m以下のものは，「建築設備」に該当しない．	「令129条の3」に「昇降機」について載っており，その「三号」より，「物を運搬するための昇降機で，かごの水平投影面積が1㎡以下で，かつ，天井の高さが1.2m以下のものは，小荷物専用昇降機である．」とわかる．また，「法2条第三号」より，「昇降機で，建築物に設けるものは，建築設備である．」とわかる．よって誤り．	
28011	用語の定義	居室	レストランの調理室は，「居室」である．	「法2条第四号」に「居室」の解説が載っており，そこを訳すと「居住，執務，作業，集会，娯楽等の目的で継続的に使用する室を居室という．」とわかる．調理室はコックさんがそこで継続的に作業（調理）するのであるから居室に該当する．	○

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
26024	用語の定義	地階	建築物の床が地盤面下にある階で，床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/3以上のものは，地階である．	「令1条第二号」に，「地階」の解説が載っており，そこを訳すと「床が地盤面下にある階で，床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/3以上のものを地階という．」とわかる．	○
20011	用語の定義	地階	床が地盤面下にあり天井の高さが4mの階で，床面から地盤面までの高さが1.2mのものは，「地階」である．	「令1条第二号」に，「地階」の解説が載っており，そこを訳すと「床が地盤面下にある階で，床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/3以上のものを地階という．」とわかる．この問題の場合，床面から地盤面までの高さが4m×1/3=1.33m以上であれば「地階」として扱われるため問題文は誤り．（この問題は，コード「15013」の類似問題です．）	×
20014	用語の定義	主要構造部	建築物の自重等を支える基礎ぐいは，「主要構造部」である．	「令1条第三号」に「構造耐力上主要な部分」について載っており，そこを訳すと「基礎ぐいで建物の自重を支えるものは構造上主要な部分に該当する．」とあるが，「法2条第五号」に「主要構造部」の解説が載っており，その中に「基礎ぐい」は含まれていない．よって，「建築物の自重等を支える基礎ぐい」は「主要構造部」ではない．問題文は誤り．（この問題は，コード「13014」の類似問題です．）	×
02014	用語の定義	構造耐力上主要な部分	建築物の自重，積載荷重等を支える最下階の床版は，「構造耐力上主要な部分」に該当する．	「令1条第三号」に「構造耐力上主要な部分」について載っており，「建築物の自重，積載荷重等を支える最下階の床版は，構造耐力上主要な部分に該当する．」とわかる．	○
15015	用語の定義	構造耐力上主要な部分	積雪を支える建築物の屋根版は，「構造耐力上主要な部分」である．	「令1条第三号」に「構造耐力上主要な部分」について載っており，そこを訳すと「積雪等を支える建築物の屋根版は構造上主要な部分に該当する．」とわかる．	○
20012	用語の定義	大規模の修繕	建築物の構造上重要でない最下階の床のすべてを木造から鉄筋コンクリート造に造り替えることは，「大規模の修繕」である．	「法2条第十四号」に「大規模の修繕」の解説が載っており，そこを訳すと「1種類以上の主要構造部の過半を修繕することを大規模の修繕という．」とわかる．また，「法2条第五号」の「主要構造部」をチェックすると，「最下階の床」は主要構造部に含まれてない．ゆえに，問題文は「大規模の修繕」に該当しないため，誤り．	×
01014	用語の定義	大規模の修繕	木造，地上2階建ての建築物において，土台の過半について行う修繕は，「大規模の修繕」に該当する．	「法2条第十四号」に「大規模の修繕」の解説が載っており，そこを訳すと「1種類以上の主要構造部の過半を修繕することを大規模の修繕という．」とわかる．また，「法2条第五号」の「主要構造部」をチェックすると，「土台」は主要構造部に含まれない．ゆえに，問題文の場合は「大規模の修繕」に該当しない．（この問題は，コード「23014」の類似問題です．）	×
19015	用語の定義	建築	建築物の屋根の2/3を取り替えることは，「建築」である．	「法2条第十三号」に「建築」の解説が載っており，そこを訳すと「建物の新築・増築・改築・移転をいう．」とわかる．ゆえに，建築物の屋根の2/3を取り替えることは，「建築」に該当しない．問題文は誤り．（この問題は，コード「15011」の類似問題です．）	
29013	用語の定義	延焼のおそれのある部分	同一敷地内に二つの地上2階建ての建築物(延べ面積はそれぞれ400㎡及び200㎡とし，いずれも耐火構造の壁等はないものとする．)を新築する場合において，当該建築物相互の外壁間の距離を5mとする場合は，二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有している．	「法2条第六号」に「延焼のおそれのある部分」の解説が載っており，そこを訳すと「同一敷地内の2以上の建築物（延べ面積の合計が500㎡以内なら一つの建物とみなす）の相互間の中心線等から1階にあっては3m以下，2階以上にあっては5m以下の距離にある部分をいう．」とわかる．問題文の場合，延べ面積が500㎡を超えるため一つの建物とはみなされず，外壁間の距離が5m（中心線からの距離は2.5m）であるため，問題文にある二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有することになる．（この問題は，コード「18014」「26011」の類似問題です．）	○
19012	用語の定義	工事施工者	請負契約によらないで自ら建築物に関する工事をする者は，「工事施工者」である．	「法2条第十六号」に「建築主」について解説しており，そこに「工事の発注者または自分で発注し，自分で工事をする者のことを建築主という．」とあり，また，「法2条第十八号」に「工事施工者」の解説が載っており，そこを訳すと「工事の請負人または請負契約によらないで自分で工事をする者のことを工事施工者という．」とわかる．そのため，問題文にある「請負契約によらないで自ら建築物に関する工事をする者」は「建築主」であり，「工事施工者」でもある．問題文は正しい．（この問題は，コード「13013」の類似問題です．）	○

01.「用語の定義」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
30012	用語の定義	避難階	傾斜地等で敷地に高低差のある場合は，建築物の避難階が複数となることがある.	「令13条第一号」より，「避難階とは直接地上へ通ずる出入口のある階をいう. 」とわかる. ゆえに，傾斜地等，敷地に高低差がある場合には，建築物の避難階が複数になることがある. (この問題は，コード「21011」の類似問題です.) 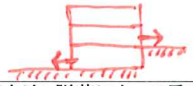	○
27012	用語の定義(令)	特定天井	脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井を，「特定天井」という.	「令39条3項」より，「特定天井とは，脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう. 」とわかる.	○
22013	用語の定義	構造	断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比を，「有効細長比」という.	「令43条」に「柱の小径」の解説が載っており，その「6項」より，「断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比を「有効細長比」という. 」とわかる.	○
23012	用語の定義	構造	限界耐力計算において，建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の建築物の各階の水平力に対する耐力を，「損傷限界耐力」という.	「令82条の5」に「限界耐力計算」について載っており，その「三号」より，「損傷限界耐力とは，建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の建築物の各階の水平力に対する耐力をいう. 」とわかる.	○

02.「面積・高さ・階数」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
28022	用語の定義(令)	建築面積	国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物については，その端から水平距離1m以内の部分の水平投影面積は，建築面積に算入しない.	「令2条第二号」に「建築面積」の解説が載っており，そこにただし書きで「国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については，その端から水平距離1m以内の部分の水平投影面積は建築面積に算入しない. 」という「通称：1m緩和」の規定がある. (この問題は，コード「14022」の類似問題です.)	○
20035	用語の定義(令)	延べ面積	容積率を算定する場合，専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないとする規定については，当該敷地内のすべての建築物の各階の床面積の合計の和の1/5を限度として適用する.	「令2条第四号」に「延べ面積」の解説が載っており，その「イ」，及び，「令2条3項第一号」に「通称：駐車場1/5緩和」についての規定がある. これらを訳すと「駐車場・駐輪場等の部分は全体の床面積(駐車場部分を含む)の1/5までを限度に容積率を算定する場合の延べ面積に算入しない. 」とわかる. 問題文は正しい.	○
28021	用語の定義(令)	延べ面積	延べ面積1,000㎡の建築物の電気設備室に設置する自家発電設備の設置部分の床面積が20㎡の場合，当該部分の床面積については，建築基準法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない.	「令2条第四号」に「延べ面積」について載っており，その「ニ」，及び，「令2条3項第四号」に「通称：自家発1/100緩和」についての規定がある. これらを訳すと「自家発電設備を設ける部分は全体の床面積(当該部分を含む)の1/100までを限度に容積率を算定する場合の延べ面積に算入しない. 」とわかる. 問題文の場合「延べ面積1,000㎡」とあるため，その1/100(10㎡)までは算入しないが，それを超えるため誤り.	×
02021	用語の定義(令)	延べ面積	物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の屋上部分に設ける階段室の水平投影面積の合計が，当該建築物の建築面積の1/8以下であっても，当該階段室の床面積は，当該建築物の延べ面積に算入する.	「延べ面積の算定」に関して，「建築物の屋上部分の昇降機塔等の場合，その水平投影面積を延べ面積に算入しない. 」といった緩和措置はない. 建築物の建築面積の1/8以内の場合であっても，当該階段室の床面積は，当該建築物の延べ面積に算入する. (この問題は，コード「19034」「23021」「26022」の類似問題です.)	
28023	用語の定義(令)	高さ	前面道路の境界線から後退した建築物の各部分の高さの制限において，当該建築物の後退距離の算定の特例を受ける場合の「軒の高さ」の算定については，前面道路の路面の中心からの高さとする.	「令2条第六号」に「建築物の高さ」の解説が載っており，そこを訳すと「「道路斜線による高さの算定の場合(法56条第一号)」，「道路斜線制限において，セットバック距離を求める際に緩和される部分の高さを求める場合(令130条の12)」，「容積率の算定の際に前面道路と壁面線との間の部分で，緩和をうける部分の高さを求める場合(令135条の19)」等の高さの算定においては，前面道路の路面の中心からの高さによる. 」とわかる.	○
01022	用語の定義(令)	高さ	前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例の適用を受ける場合，ポーチの高さの算定については，前面道路と敷地との高低差にかかわらず，地盤面からの高さによる.	「令2条第六号」に「建物の高さ」の解説が載っており，そこを訳すと「「道路斜線による高さの算定の場合(法56条第一号)」，「道路斜線制限において，セットバック距離を求める際に緩和される部分の高さを求める場合(令130条の12)」，「容積率の算定の際に前面道路と壁面線との間の部分で，緩和をうける部分の高さを求める場合(令135条の19)」等の高さの算定においては，前面道路の路面の中心からの高さによる. 」とわかる. 問題文は「「令130条の12第二号」の道路斜線の検討をする際のセットバック距離を算定する場合の特例」についての記述であるため「前面道路の路面の中心からの高さ」となる. よって誤り. (この問題は，コード「22023」の類似問題です.)	×
19031	用語の定義(令)	高さ	道路高さ制限において，建築物の屋上部分に設ける高さ5mの高架水槽の水平投影面積の合計が，当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては，その部分の高さは，当該建築物の高さに算入しない.	「令2条第六号」に「建築物の高さの算定方法」の解説が載っており，その「ロ」に「屋上の階段室や昇降機塔等がある場合で，それらが建築面積の1/8以内の場合，それら(階段室等)が所定の高さであるならば，建築物の高さに含まなくてよい. 」という緩和措置がある(通称：高さ1/8緩和). 問題文にある「5mの高架水槽」については「その他これらに類する建築物の屋上部分」に該当するため，建築物の高さには算入しない. 問題文は正しい.	○
30022	用語の定義(令)	高さ	「北側高さ制限」において，建築物の屋上部分に設ける高さ4mの階段室の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8である場合においては，その部分の高さは，当該建築物の高さに算入しない.	「令2条第六号」に「建築物の高さの算定方法」の解説が載っており，その「ロ」に「屋上の階段室や昇降機塔などがある場合で，それらが建築面積の1/8以下の場合，それら(階段室等)が所定の高さであるならば，建築物の高さに含まなくてよい. 」という緩和措置がある(通称：高さ1/8緩和). ただし，この条文の最初に，「「法56条1項第三号」(北側高さ制限)を算定する場合を除く. 」とある. ゆえに，問題文の場合，高さ1/8緩和は適用されないため建築物の高さに算入する. (この問題は，コード「21022」の類似問題です.)	×

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
26023	用語の定義(令)	高さ	建築物の屋上部分に設ける階段室の水平投影面積の合計が，当該建築物の建築面積の1/8であり，かつ，その部分の高さが4mであっても，当該建築物の高さに算入する場合がある.	「令2条第六号」に「建築物の高さの算定方法」の解説が載っており，その「ロ」に「屋上の階段室や昇降機塔などがある場合で，それらが建築面積の1/8以下の場合，それら(階段室等)が所定の高さであるならば，建築物の高さに含まなくてよい.」という緩和措置がある(通称：高さ1/8緩和). ただし，この条文の最初に，「「法33条(避雷設備)」，「法56条1項第三号」(北側高さ制限)等を算定する場合を除く.」とあり，当該建築物の高さに算入する場合がある.	○
23023	用語の定義(令)	高さ	第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度の規定において，階段室及び昇降機塔のみからなる屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては，その部分の高さは，5mまでは，当該建築物の高さに算入しない.	「令2条第六号」に「建築物の高さの算定方法」の解説が載っており，その「ロ」より「階段室及び昇降機塔のみからなる屋上部分の水平投影面積の合計が1/8以下の場合，それら(階段室等)が12m以下(第一種・二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度の規定に係る場合においては，5m以下)であるならば，建築物の高さに含まなくてよい.」とわかる. 問題文の「第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度の規定」とは，「通称：絶対高さ」のことであり，「法55条1項」に載っている. (この問題は，コード「13033」の類似問題です.)	○
29022	用語の定義(令)	高さ	避雷設備の設置の必要性を検討するに当たっての建築物の高さの算定において，建築物の屋上部分である昇降機塔で，その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合であっても，その部分の高さは，当該建築物の高さに算入する.	「令2条第六号」に「建築物の高さの算定方法」の解説が載っており，その「ロ」に「屋上の階段室や昇降機塔などがある場合で，それらが建築面積の1/8以下の場合，それら(階段室等)が所定の高さであるならば，建築物の高さに含まなくてよい.」という緩和措置がある(通称：高さ1/8緩和). ただし，この条文の最初に，「「法33条」(避雷設備)，「法56条」(北側斜線)等の場合を除く.」とある. ゆえに，問題文にある「避雷設備の設置」についての条文は「法33条」に該当するため，その場合，階段室等の高さは算入しなければならない. (この問題は，コード「23022」の類似問題です.)	
28024	用語の定義(令)	階数	建築物の屋上部分に昇降機塔及び装飾塔がある場合で，それらの水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以下のものは，階数に算入しない.	「令2条第八号」に「階数の算定方法」の解説が載っており，そこを訳すと「屋上の昇降機塔等や，地階の倉庫，機械室等の部分で，水平投影面積の合計がその建築物の建築面積の1/8以下のものは階数に算入しない.」とわかる. 例えば，地下1階・地上3階建の建物で，地階に倉庫や機械室等があり，その面積が建築面積の1/8以下の場合は階数に地階部分は含まれないので階数は3となる. (この問題は，コード「17035」の類似問題です.)	○
30024	用語の定義(令)	階数	建築物の屋上部分で，水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8の塔屋において，その一部に物置を設けたものは，当該建築物の階数に算入する.	「令2条第八号」に「階数の算定方法」について載っており，そこを訳すと「屋上の昇降機塔等や，地階の倉庫，機械室等の部分で，水平投影面積の合計がその建築物の建築面積の1/8以下のものは階数に算入しない.」とわかる. ただし，問題文のように「搭屋の一部に物置等を設けた場合」は階数に算入する. (この問題は，コード「20033」「25024」の類似問題です.)	○
01024	用語の定義(令)	階数	建築物の地下1階(機械室，倉庫及び防災センター(中央管理室)の用途に供する.)で，水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8であるものについては，当該建築物の階数に算入する.	「令2条第八号」に「階数の算定方法」が載っており，そこを訳すと「屋上の昇降機塔等や，地階の倉庫，機械室等の部分で，水平投影面積の合計がその建築物の建築面積の1/8以下のものは階数に算入しない.」とわかる. ただし，問題文のように「防災センター(中央管理室)を設けた場合(= 倉庫や機械室等以外の部分を設けた場合)」には，階数に算入する. . (この問題は，コード「18021」「23024」の類似問題です.)	○
16033	用語の定義(令)	階数	建築物の地階(倉庫及び機械室の用途に供する.)で，水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積1/5であるものは，当該建築物の階数に算入しない.	「令2条第八号」に「階数の算定方法」について載っており，そこを訳すと「屋上の昇降機塔等や，地階の倉庫，機械室等の部分で，水平投影面積の合計がその建築物の建築面積の1/8以下のものは階数に算入しない.」とわかる. 問題文は「建築面積の1/5」となっているため，階数に算入する必要があるため誤り. (この問題は，コード「14024」の類似問題です.)	×
19035	用語の定義(令)	階数	建築面積が1,000㎡の建築物において，倉庫(床面積125㎡)とそれに通ずる階段室からなる地階は，当該建築物の階数に算入する.	「令2条第八号」に「階数の算定方法」について載っており，そこを訳すと「屋上の昇降機塔等や，地階の倉庫，機械室等の部分で，水平投影面積の合計がその建築物の建築面積の1/8以下のものは階数に算入しない.」とわかる. 問題文は，倉庫の面積が既に1/8であるため，これに階段室が加わった場合，1/8を超える，よって階数に算入する. 問題文は正しい.	○
02024	用語の定義(令)	階数	建築物の一部が吹抜きとなっている場合，建築物の敷地が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によって階数を異にする場合においては，これらの階数のうち最大なものを，当該建築物の階数とする.	「令2条第八号」に「階数の算定方法」の解説が載っており，そこを訳すと「階数を異にする場合は，これらの階数のうち最大なものをその建築物の階数とする.」とわかる. (この問題は，コード「14021」「22024」の類似問題です.)	○

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
14025	用語の定義(令)	地盤面	建築物の高さを算定するための地盤面とは，建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3m以内の場合は，その接する位置の平均の高さにおける水平面をいう.	「令2条2項」を訳すと「「地階の検討(前項第二号)」，「建築物の高さ(前項第六号)」，「軒の高さ(前項第七号)」における地盤面とは，高低差が3m以内の場合，建物が周囲の地面と接する平均の高さをいう. 」とわかる.	○
27021	用語の定義(令)	地盤面	建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合，第一種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度に関する規定において，建築物の高さを算定する場合の地盤面は，建築物が周囲の地面と接する位置の高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面とする	「令2条2項」を訳すと「「地階の検討(前項第二号)」，「建築物の高さ(前項第六号)」，「軒の高さ(前項第七号)」における地盤面とは，高低差が3m以内の場合，建物が周囲の地面と接する平均の高さをいい，高低差が3mを超える場合においては，その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう. 」とわかる. (この問題は，コード「16034」の類似問題です.)	○
27024	用語の定義(令)	地盤面	建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合，避雷設備に関する規定において，建築物の高さを算定する場合の地盤面は，建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面とする.	「令2条2項」を訳すと「「地階の検討(前項第二号)」，「建築物の高さ(前項第六号)」，「軒の高さ(前項第七号)」における地盤面とは，高低差が3m以内の場合，建物が周囲の地面と接する平均の高さをいい，高低差が3mを超える場合においては，その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう. 」とわかる. (この問題は，コード「16034」の類似問題です.)	×
02022	用語の定義(令)	地盤面	日影による中高層の建築物の高さの制限に関する規定において，建築物の軒の高さを算定する場合の地盤面は，建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合においては，その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面とする.	「法56条の2」に「日影による中高層の建築物の高さの制限」の解説が載っており，「別表4(い)欄の対象区域内にある同表(ろ)欄に掲げる建築物は，日影の制限の対象となる. 」とわかる. 同表(ろ)欄の制限を受ける建物の「軒の高さ」の算定は，令2条1項第七号」より，「地盤面」からの高さとわかる. 「令2条2項」より，「地盤面とは，高低差が3m以内の場合，建物が周囲の地面と接する平均の高さをいい，高低差が3mを超える場合においては，その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう. 」とわかる. この問題は，コード「27022」の類似問題です.)	○
27023	高さ制限	平均地盤面	建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合，日影による中高層の建築物の高さの制限に関する規定において，日影時間を算定する場合の平均地盤面は，原則として，建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面とする.	「法56条の2」に「日影による中高層の建築物の高さの制限」の解説が載っており，「別表4(い)欄に掲げる地域又は地方公共団体の条例で指定する区域(対象区域)内にある同表(ろ)欄に掲げる建築物は，冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間の4時間，同表(は)欄に掲げる「平均地盤面」からの高さの水平面に日影となる部分を生じさせることのないものとし，敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲においては，同表(に)欄のうちから地方公共団体が条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない. 」とわかる. ここでいう「平均地盤面」とは「別表4の終わりにある注意書き」より「建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面」とあり，「令2条2項」の「地盤面」と同じ言い回しの解説であることがわかる. しかしながら，建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合に関しては，「別表4」でいうところの「平均地盤面」には記載されていない. 要するに，建築物に対する「地盤面(令2条2項)」は，高低差により複数存在する場合があるが，日影による中高層の建築物の高さの制限を検討する際の「平均地盤面(別表4)」からの規定の水平面の高さは一定で，一つしか存在しないことになる.	○
26012	高さ制限	平均地盤面	日影による中高層の建築物の高さの制限に関する規定において，日影時間を測定する水平面の高さを算定する場合における「平均地盤面からの高さ」とは，当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいい，その接する位置の高低差が3mを超える場合においては，その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面からの高さをいう.	「法56条の2」に「日影による中高層の建築物の高さの制限」の解説が載っており，「別表4(い)欄に掲げる地域又は地方公共団体の条例で指定する区域(対象区域)内にある同表(ろ)欄に掲げる建築物は，冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間の4時間，同表(は)欄に掲げる「平均地盤面」からの高さの水平面に日影となる部分を生じさせることのないものとし，敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲においては，同表(に)欄のうちから地方公共団体が条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない. 」とわかる. ここでいう「平均地盤面」とは「別表4の終わりにある注意書き」より「建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面」とあり，「令2条2項」の「地盤面」と同じ言い回しの解説であることがわかる. しかしながら，建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合に関しては，「別表4」でいうところの「平均地盤面」には記載されていない. 要するに，建築物に対する「地盤面(令2条2項)」は，高低差により複数存在する場合があるが，日影による中高層の建築物の高さの制限を検討する際の「平均地盤面(別表4)」からの規定の水平面の高さは一定で，一つしか存在しないことになる. 問題文には，「3mを超える場合，3m以内ごとの平均の高さにおける水平面からの高さによる」とあるため，誤り. (この問題は，コード「19032」の類似問題です.)	